

石油石炭税納税地特例承認申請書の記載要領等

原油又はガス状炭化水素の採取者は、国税庁長官の承認を受けることにより、原油又はガス状炭化水素の採取場に変えて、石油税の事務処理等を行い易い他の場所を納税地とすることができます。

この申請書は、その承認を受けようとする場合に提出するものです。

【記載要領】

様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

- 1 納税地として承認を受けようとする場所が2か所以上ある場合には、その場所ごとにこの申請書を提出することになります。
- 2 承認後、その承認に係る場所を納税地とする区域内に新設される採取場についても、自動的に適用されることになります。
- 3 「〃」や「同上」は記載しないでください。
- 4 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。